

保育料(利用者負担額)及び給食費について

保育料及び給食費は、園児の保育に要する生活費(給食・保育材料)や保育教諭等の人件費や施設の管理費等の財源となっており、入園と同時に納付義務が生じます。その額は世帯にかかる税額によって決まりますので一律ではありません。

(1) 保育料及び給食費の決定

- ① 保育料は、保育料基準額(次ページ)に基づき決定します。
給食費は、令和6年4月から無償化しています。
- ② 年齢は、入園年度の4月1日を基準日として算定します。(年度途中の入園児も同様です。)
- ③ 徴収額の決定は、各世帯の前年度分住民税(令和5年度(令和4年中))を基に決定し、4月初め頃にお知らせします。なお、9月分以降は、住民税の(令和6年度(令和5年中))を基に見直しますので、変更となる場合があります。
- ④ 世帯に、身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けた方や、特別児童扶養手当、障害基礎年金の受給者がいる場合は、入園申込時に申し出てください。

(2) 保育料の納期と納付方法

保育料の納期限は、毎月月末となっています。口座振替または納付書で納付いただきます。必ず納期限までにお支払下さい。(納期限が、土・日曜・祝日の場合は、翌日が納期限となります。)

***** 《 便利な口座振替をご利用下さい 》 *****

口座振替は、納期限である毎月月末(金融機関が休みの時は、翌営業日となります。)に行います。依頼書を金融機関に1回提出するだけで手続きができますので、ぜひご利用ください。

(3) 多子世帯保育料等軽減事業について

以下の要件を満たす場合、保育料について軽減を受けることができます。
軽減を受けるには、申請書の提出が必要です。

- ・越知町に住所を有し、18歳未満(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)のお子さんを3人以上養育している世帯の第3子以降の保育料
- ・2人以上のお子さんが、認定子ども園、保育所等に入所しているときの2人目の保育料

(4) その他

認定子ども園おちの子では、保育料以外に、園で必要な経費を実費徴収させていただくものがあります。

*保護者会費・遠足代・帽子代・絵本バック・おむつのビニール袋代(0.1.2歳児)・ワーク代・連絡帳(幼児組で2冊目以降分)等

その他、購入希望により、スナップ写真代・絵本代などが必要となります。

保育料基準額表

各月初日の在籍認定子どもの属する世帯の階層区分		保育料（月額）（単位：円）	
階層区分	定義		
1	生活保護世帯	0	
2	町民税非課税世帯	0	
3	均等割のみ（所得割非課税世帯）	4,500	
4	町民税所得割の額	48,600未満	8,500
5		48,600円以上 73,000円未満	14,500
6-1		73,000円以上 77,101円未満	15,500
6-2		77,101円以上 97,000円未満	20,500
7		97,000円以上 135,000円未満	27,500
8		135,000円以上 169,000円未満	35,500
9		169,000円以上 301,000円未満	45,500
10		301,000円以上 397,000円未満	48,500
11		397,000円以上	58,500

*令和元年10月より保育所等を利用する3歳児から5歳児までの全ての子どもたちの利用料が無償化されています。無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間です。（年度途中で3歳になっても、年度中は0～2歳児の額です。）